

産業未来共創事業〈事業承継促進型〉認定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鳥取県産業未来共創条例（令和5年鳥取県条例第37号。以下「条例」という。）、鳥取県産業未来共創条例施行規則（令和5年鳥取県規則第32号。以下「規則」という。）、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「交付規則」という。）及び鳥取県産業未来共創補助金〈事業承継促進型〉交付要綱（令和5年8月4日付第202300110982号鳥取県商工労働部長通知。以下「要綱」という。）に基づき、要綱第3条各号における別定め、及び要綱第4条第2項の規定による事業認定の手續等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 条例、規則及び要綱に定めるもののほか、この要領における次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「事業者等」とは、条例第2条第1号に規定する事業者のうち、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号。以下「強化法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (2) 「県内事業者等」とは、条例別表に規定する県内事業者のうち、事業者等をいう。

(事業承継、被承継者及び承継者)

第3条 要綱第3条各号の規定による別定めは、それぞれ当該各号のとおりとする。

- (1) 要綱第3条第1号に規定する事業承継の要件は、別記1のとおりとする。
- (2) 要綱第3条第2号に規定する「被承継者」は、事業承継により別に定める期間内に事業等を譲り渡す県内事業者等又はその代表者をいう。
- (3) 要綱第3条第2号に規定する「承継者」は、事業承継により別に定める期間内に事業等を譲り受ける県内事業者等（事業承継により県内事業者等となる者を含む。）又はその代表者をいう。

(申請等)

第4条 事業認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第3条の規定による対象事業認定申請書に、要綱様式第1号及び第2号を添付して、商工労働部企業支援課長（以下「企業支援課長」という。）が別に定める日までに提出するものとする。

2 前項の申請を行うことができる者の、次の各号を全て満たす者とする。

- (1) 次のいずれかに該当する者であること

- ア 承継後事業、又は、買い手事業を行おうとする場合にあっては、承継者であること。
- イ 売り手事業を行おうとする場合にあっては、被承継者であること。

- (2) 次のいずれにも該当する者でないこと。

- ア 前項の規定による事業認定に係る申請日から起算して過去2年間の事業活動に関し、故意又は重大な過失によって法令違反をしていると認められる者（法人にあっては、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第8項の規定による関係会社及びこれらの法人の代表権を有する役員を、組合等にあつてはそれを構成する事業者の役員を含む。）でないこと。

- イ 原則として、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を営む又は営もうとする者でないこと。

- ウ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

- エ 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

- オ 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(事業計画書等)

第5条 前条第1項の規定により提出する申請書に添付する事業計画書等には、次に掲げる事項を記載しなければならない

- (1)申請者の概要
- (2)事業計画の概要
- (3)過去に利用した補助金等
- (4)資金計画

(事業認定)

第6条 知事は、申請を受理したときは、次条に定める基準により審査し、これに適合することを確認したものについて、産業未来共創事業〈事業承継促進型〉として認定する。

2 知事は、前項の規定により事業認定又は不認定を決定したときは、遅滞なくその旨を申請者及び申請に係る認定経営革新等支援機関に通知する。

(認定基準)

第7条 前条第1項の認定は、次の各号及び次項の基準を全て満たす場合に行うものとする。

- (1)申請者が第4条第2項に規定する要件を全て満たしていること。
- (2)事業計画書等に記載した内容が別記1に定める事業承継の要件に該当すること。
- (3)譲り受ける、又は、譲り渡す事業の継続が見込まれる計画であること。
- (4)事業の実施により、県内経済の再生・県内経済の発展に寄与するものであること。
- (5)事業の実現可能性が高いこと。
- (6)事業が関係法令に違反しないこと。
- (7)事業が公序良俗に反しないこと。

2 認定基準の詳細については別記2に定めるとおりとする。

(認定事業の変更等)

第8条 第6条第1項の規定による事業認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）が、事業認定を受けた事業（以下「認定事業」という。）を変更しようとするときは、変更の認定を知事に申請し、変更承認を受けなければならない。

2 前項の規定に関わらず、軽微な変更について変更承認を要しないものとする。

3 第4条の規定は、第1項の承認について準用する。

(事業認定の取消等)

第9条 認定事業者は、認定事業が条例第4条第3項に規定する場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに知事に報告しなければならない。

- (1)認定事業者が第4条第2項各号のいずれかを満たさなくなったとき。
- (2)認定事業の実行が困難であることが事実になったとき。

2 前項の規定による報告を受けたときは、知事は当該事業認定の全部または一部を取り消すことができる。ただし、前項の報告に係る状況等が自らの責めによらず止むを得ないものと認める場合は、この限りでない。

3 前項の規定により事業認定の全部または一部を取り消した場合は、知事は、条例第5条第1項の規定により補助金の全部または一部を交付しない。

4 前項の規定により補助金の全部または一部を交付しない場合は、交付規則第21条の規定により、交付決定の全部又は一部の取消し等を行うものとする。

(状況報告)

第10条 認定事業者は、認定事業の事業期間中の毎年度末及び認定事業の事業期間の終了日から1年が経過した日の属する年度の末日までに、直近の決算状況等について別に定める方法により報告しなければならない。

(認定事業等の公表)

第 11 条 知事は、認定事業等について、県内における事業承継の好事例として広く紹介するため、当該認定事業の情報（事業者名、計画名、補助予定金額等）の全部又は一部を公表することができるものとする。

(雑則)

第 12 条 条例、規則、交付要綱、要綱及びこの要領に定めるもののほか、事業認定等について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和 6 年 6 月 5 日から施行する。
- 2 第 8 条、第 9 条、第 10 条、第 11 条の規定は、令和 5 年 7 月 13 日に遡及して、これを適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和 7 年 6 月 2 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行日前に改正前のこの要領によって事業が認定され交付決定が行われた補助事業については、なお従前の例による。

別記 1（第 3 条、第 7 条関係） 事業承継の要件

1 事業承継の構成要素

承継者に引き継がれる被承継者の経営資源は次のもので構成される。

区分	内容
経営権	企業の経営及び運営を主導する権利（代表権等）
株式	過半数を超える議決権
事業用資産	事業に必要な土地、家屋及び償却資産（無形減価償却費資産を含む。）
従業員	非承継者が事業承継前に雇用していた従業員（パート、アルバイトを含む。）
顧客・取引先	顧客又は仕入れ先その他の事業活動に必要な契約の相手方

2 事業承継の確認事項

（1）承継後事業

ア 承継者が事業を主導して取り組むこと。

イ 原則として被承継者と承継者による実質的な事業承継が行われ、承継後において被承継者を代表する者が実質的な経営権を保持しないものであること（例：単なる名義変更、単なる会社の分割・合併等、代表権者の複数化、グループ内の事業再編、単なる事業用資産のみの譲渡、その他これらに準ずるものは原則として対象外とする。）。

ウ 承継者は、原則として、上記 1 の経営資源を引き継ぐこと（事業譲渡による場合は、事業用資産、従業員、顧客・取引先を引き継ぐこと。）。

エ 承継者は、原則として被承継者から引き継いだ経営資源を活用した事業を行うこと。

（2）買い手事業

ア 承継者が事業を主導して取り組むこと。

イ 事業期間内に上記 1 に記載する経営資源を被承継者より譲り受けることが見込まれること。

ウ 支援を受ける専門家は、以下のいずれかの者であること。

（ア）中小企業に対してフィナンシャル・アドバイザー（以下「FA」という。）業務又は仲介業務については、中小企業庁「M&A 支援機関登録制度」で M&A 支援機関として登録した者（以下「登録 FA・仲介業者」という。）。

（イ）デュー・ディリジェンス業務については、士業等の専門家

（3）売り手事業

ア 被承継者が事業を主導して取り組むこと。

イ 事業期間内に上記 1 に記載する経営資源を承継者に譲り渡すことが見込まれること。

ウ 支援を受ける専門家は、以下のいずれかの者であること。

（ア）中小企業に対して FA 業務又は仲介業務については、登録 FA・仲介業者

（イ）デュー・ディリジェンス業務については、士業等の専門家

（4）共通

ア 強化法第 31 条第 2 項に規定する認定経営革新等支援機関の証明を受けた事業計画であること。

イ 被承継者の事業が休眠状態や事業の実態のないものでないこと。

ウ 事業承継に伴う事業主都合による従業員の解雇等を著しく生じさせるものではないこと。

エ 被承継者から承継する事業及び承継後に営む事業が、次のいずれにも該当しないこと。

（ア）公序良俗に反する事業

（イ）法令等に違反する及び違反するおそれがある事業並びに消費者保護の観点から不適切であると認められる事業

オ 被承継者から承継する事業及び承継後に営む事業が、原則として、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和 23 年法律第 12 号）第 2 条に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業に該当しないこと。

カ 本補助金を受給する権利は他人に譲渡しないこと。

キ このほかに必要な要件については、商工労働部長が別に定める。

別記 2（第 7 条関係） 認定基準

評価項目	評価の視点	評価の基準	
事業承継	・ 別記 1 に定める事業承継の要件を満たしているか		妥当：○ 妥当でない：×
計画の 実現可能性	・ 目標が明確で、かつ、実現可能なものであるか ・ 事業費が合理的で、必要な資金が確保されているか ・ 事業を行う上で必要となる人材、技術、物資などのリソースが確保されているか ・ ステークホルダーと協力関係ができているか ・ 必要な許認可を得られる見込みとなっているか ・ その他計画を行う上での課題に的確に対応した取組となっているか		妥当：○ 妥当でない：×
事業の適格性	・ 計画期間が 12 カ月以内となっているか ・ 実質的な労働を伴わない事業でないか ・ 環境保全に関する適切な措置を講じているか ・ 関係法令に違反する計画でないか ・ 公序良俗に反するものでないか		妥当：○ 妥当でない：×
事業者の 適格性	・ 第 4 条第 2 項に定める申請者の要件を満たしているか		妥当：○ 妥当でない：×
取組の検証	・ 過去に鳥取県版経営革新計画の認定又は、鳥取県産業成長応援事業の認定を受け、計画に取り組んだことがある場合は、取組状況の検証がされているか		妥当：○ 妥当でない：×